

# 国際知財戦略 (Global IP Initiative)

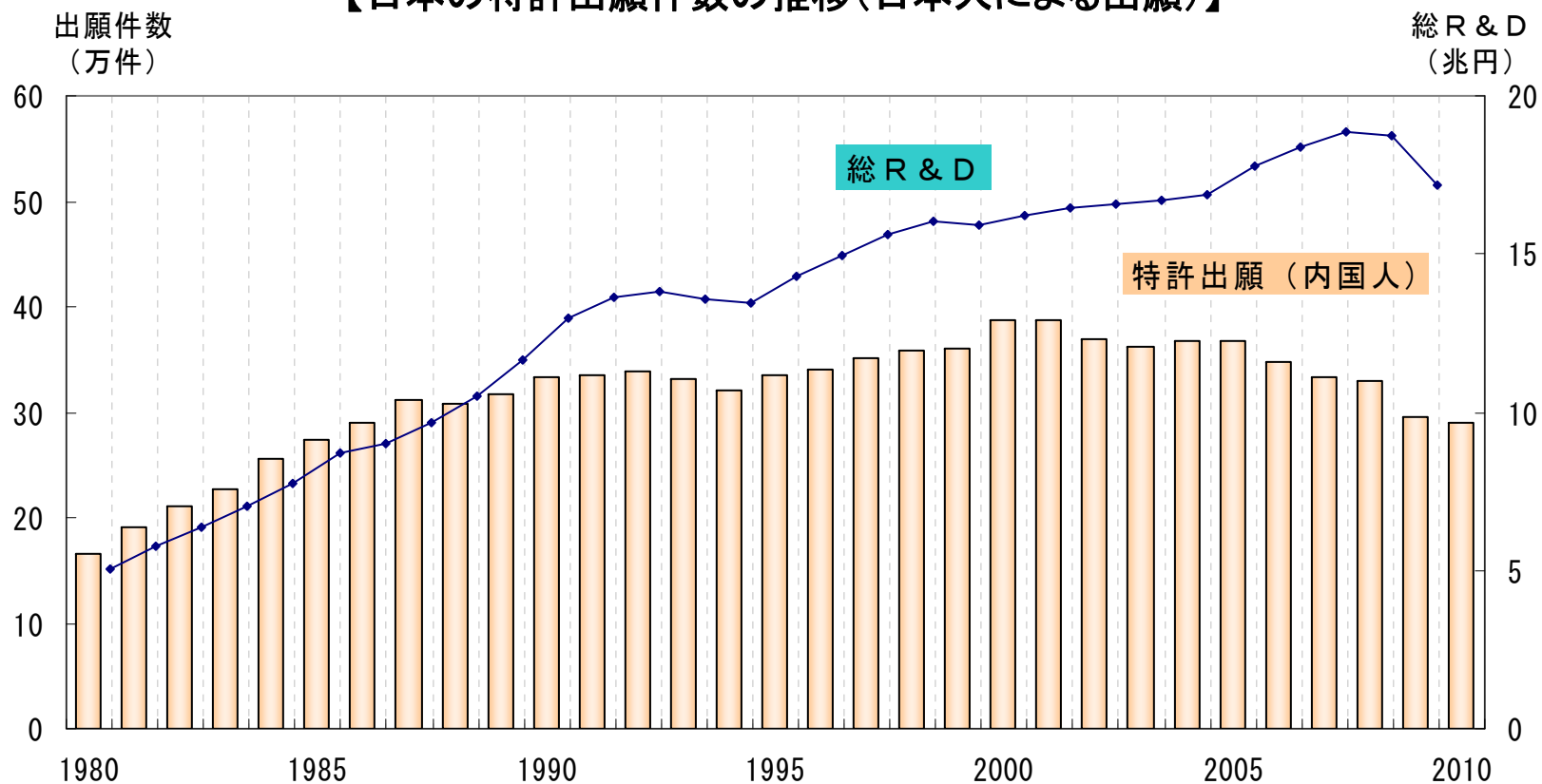
～国際的な知的財産のインフラ整備に向けた具体的方策～

2011年7月  
特 許 庁

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに： 知的財産を取り巻く環境の変化          | 2  |
| I. 特許戦略の方向性                   | 7  |
| I-1 特許制度調和の議論の前進              | 8  |
| I-2 国際特許ネットワークの実現             | 9  |
| (1) 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大         |    |
| (2) 国際特許ネットワークの質の向上           |    |
| I-3 世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定    | 12 |
| (1) 外国特許文献検索システムの開発           |    |
| (2) 共通特許分類の策定(国際特許分類ハーモ10年計画) |    |
| (3) グローバル化に対応した審査体制           |    |
| I-4 アジア新興国などとの連携強化            | 19 |
| II. デザイン・ブランド戦略の方向性           | 21 |
| II-1 デザイン戦略                   | 21 |
| II-2 ブランド戦略                   | 23 |
| III. 海外展開する企業等への支援            | 25 |
| III-1 新興国の知財関連情報の集積・共有化       | 25 |
| III-2 アジアにおける知財活用マーケットの活性化    | 26 |
| III-3 中小企業の海外展開支援の強化          | 27 |

■ 総R&D費が増加傾向にあった2000年前後から、日本企業の国内特許出願は減少傾向を示している。

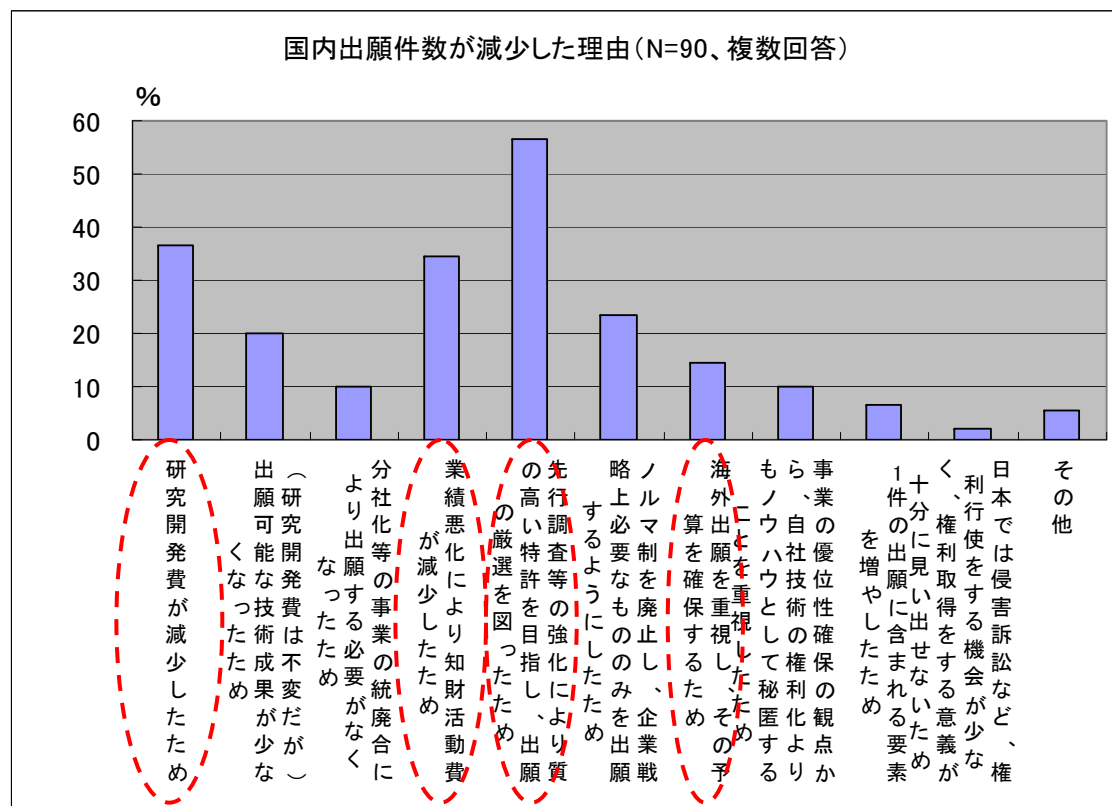
【日本の特許出願件数の推移(日本人による出願)】



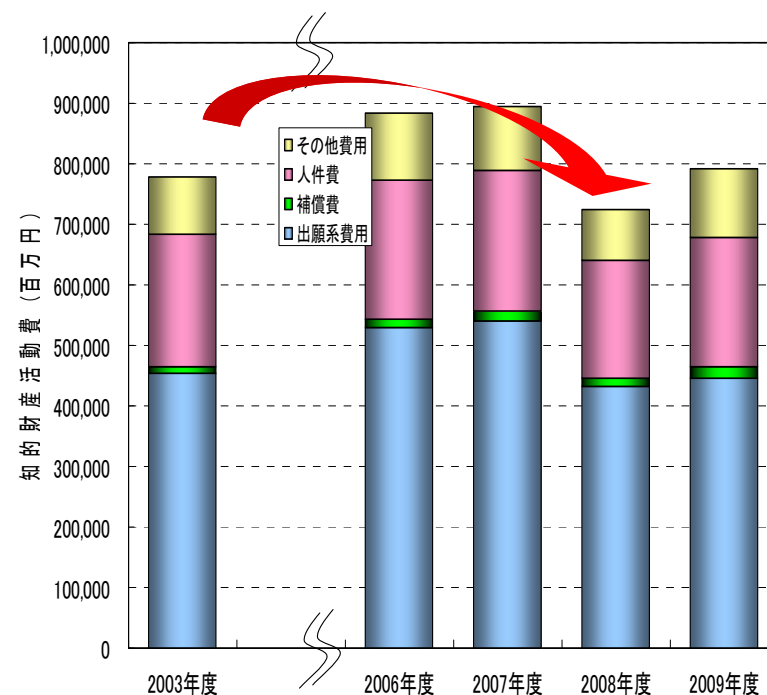
(出典) 特許行政年次報告書2010より特許庁作成(なお、総R&D費については、科学技術研究調査報告書(総務省統計)より作成)

- 国内出願減少の背景に、出願の厳選や海外出願を重視する動きあり。
- 他方、研究開発費や知財活動費の減少を指摘する声もあり、競争力維持に向けた対応が課題。

## 【国内出願件数が減少した理由(アンケート結果)】



## 【知的財産活動費の推移】



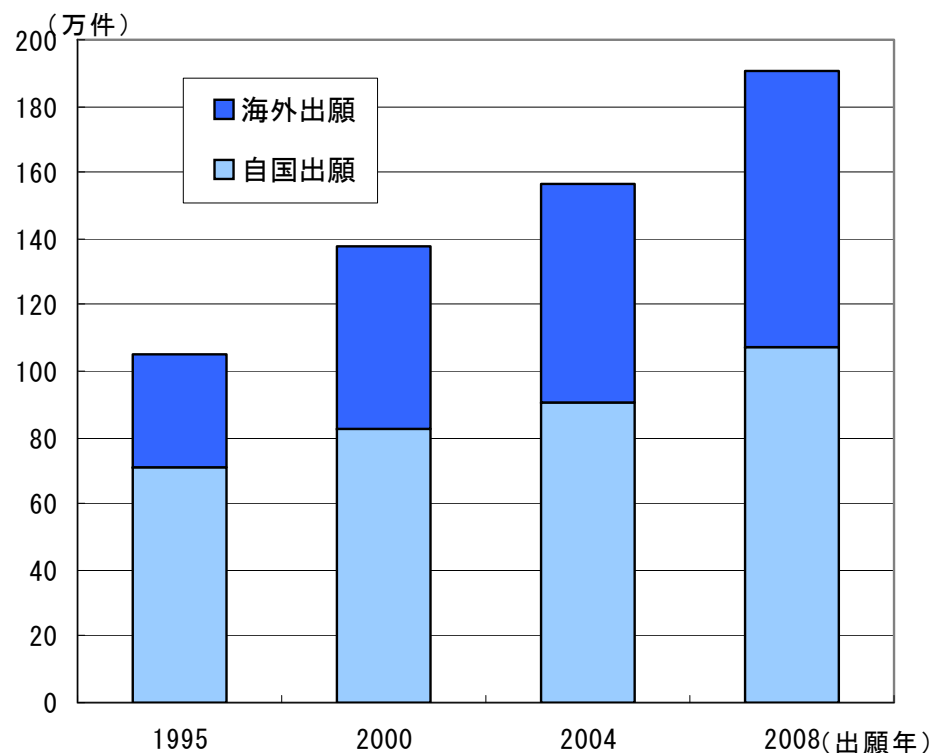
(出典) 久貝卓「知的財産戦略の評価と今後の課題」(2010年7月 経済産業研究所)

(出典) 平成22年度知的財産活動調査報告書

# 日米欧中心から日米欧中韓へシフトする特許出願

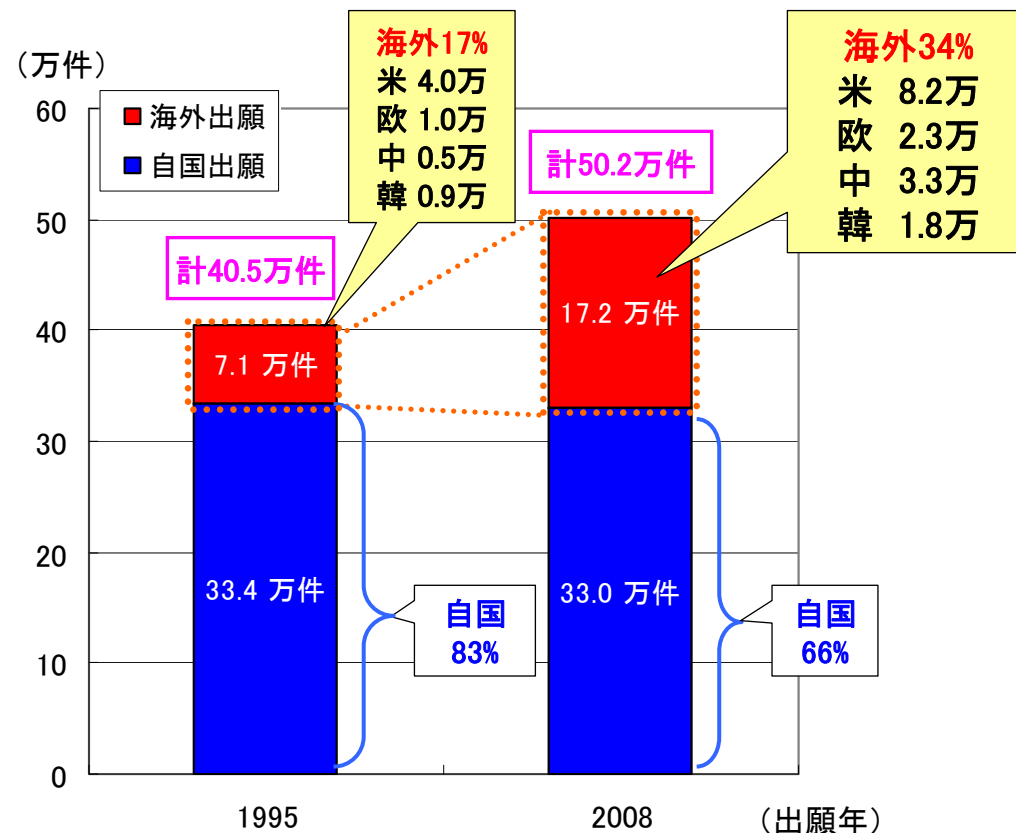
- 企業活動のグローバル化に伴い、全世界の特許出願は増加。特に、海外への出願が顕著に増加。
- 日本企業の国際出願が増加しており、特許出願先の中心は日米欧から日米欧中韓へとシフト。

## 【全世界の特許出願件数の推移】



(出典)特許庁作成

## 【日本人の特許出願構造の変化】

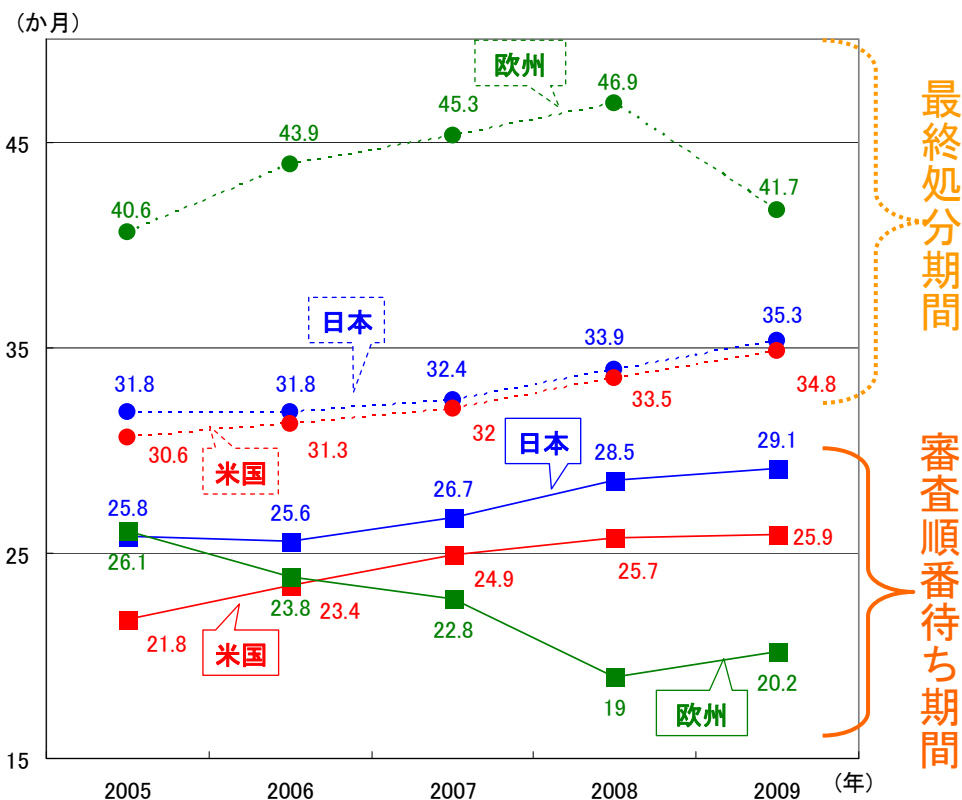


(出典)特許庁作成

# 世界的な出願増が各国審査に与える影響

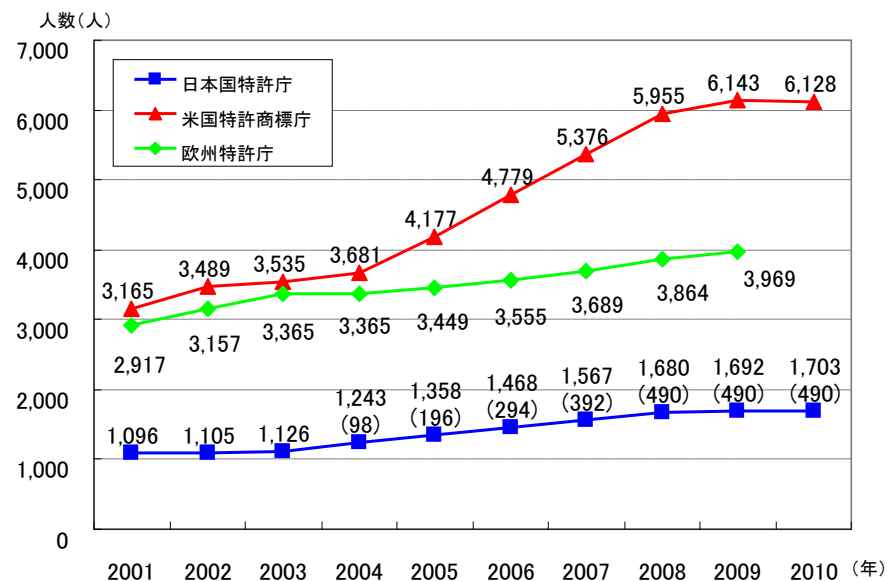
- 一つの発明について複数国に出願する傾向が強まり、世界的な特許出願件数が増加したため、各国特許庁における審査負担が増大。審査順番待ち期間の短縮は日米欧共通の課題。
- 米国、欧州ともに審査官の増員により、審査処理能力を強化。

## 【審査順番待ち期間の推移(三極)】



(出典)特許庁作成

## 【審査官数の推移(三極)】



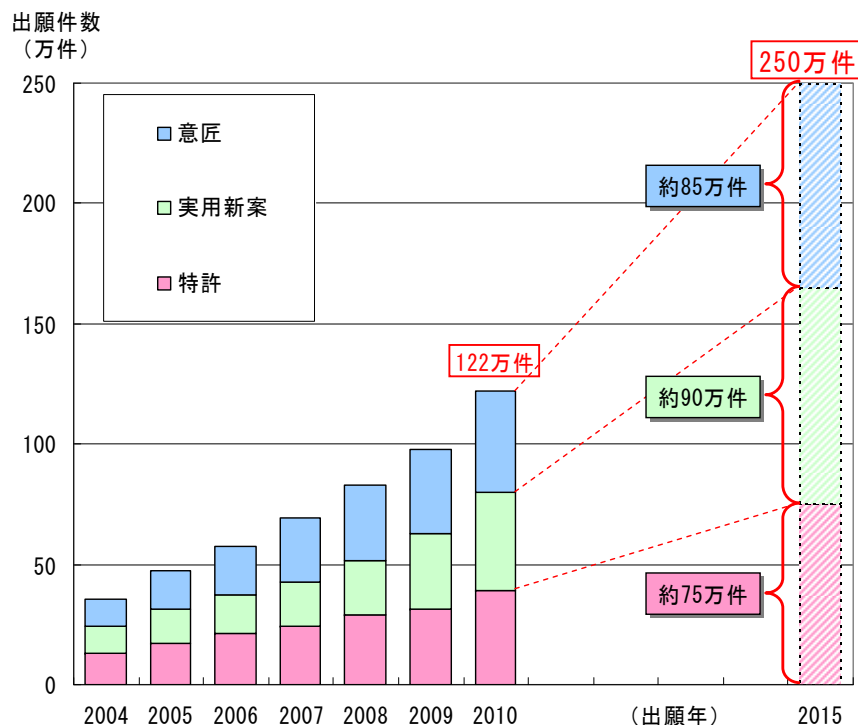
- 米国特許商標庁は、2001年から2010年の間に約3,000人を増員
- 欧州特許庁は、2001年から2009年の間に約1,000人を増員
- 日本国特許庁は、2001年から2010年の間に約600人を増員 (内、任期付審査官490人)

(出典)特許庁作成

# 中国出願等の急増により生じる課題

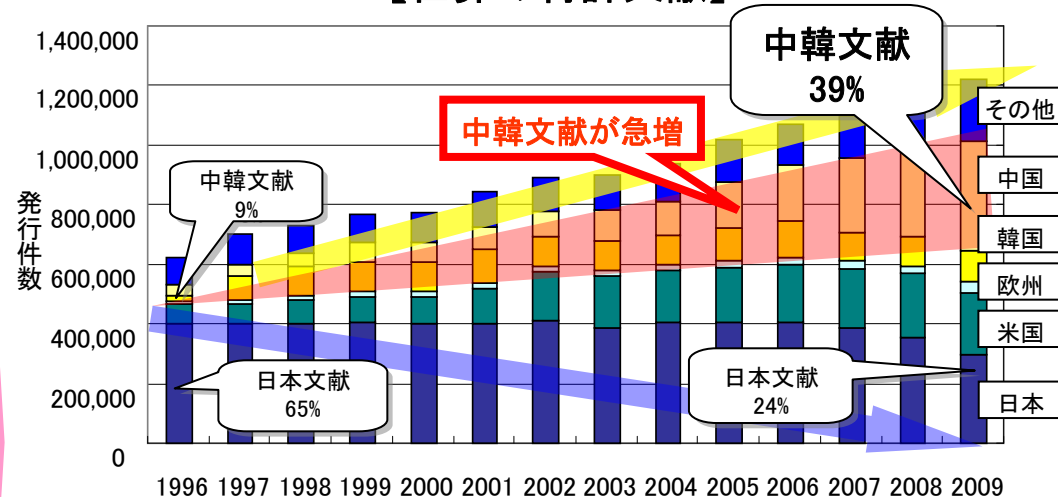
- 日本語・英語以外の特許文献、特に急増する中国文献に対し、企業・特許庁ともに戦略の転換が必要。
- 急増する中国・韓国文献の先行技術調査を十分に行うべく、分類や翻訳の整備を進めなければ、審査の質が急速に低下するおそれ。
- また、中国において、無審査登録の実用新案権に基づき、賠償を求められる事例が出現。  
分類や翻訳の整備により、中国文献などを容易に把握できるようにし、企業のリスク対応を強化。

## 【中国の特許・実用・意匠出願予測】



中国出願等の急増により  
大きな環境変化が生じている

## 【世界の特許文献】



(出典) 特許庁作成

(注) 世界で発行された特許文献を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。

## 【実用新案権に基づく知財訴訟】

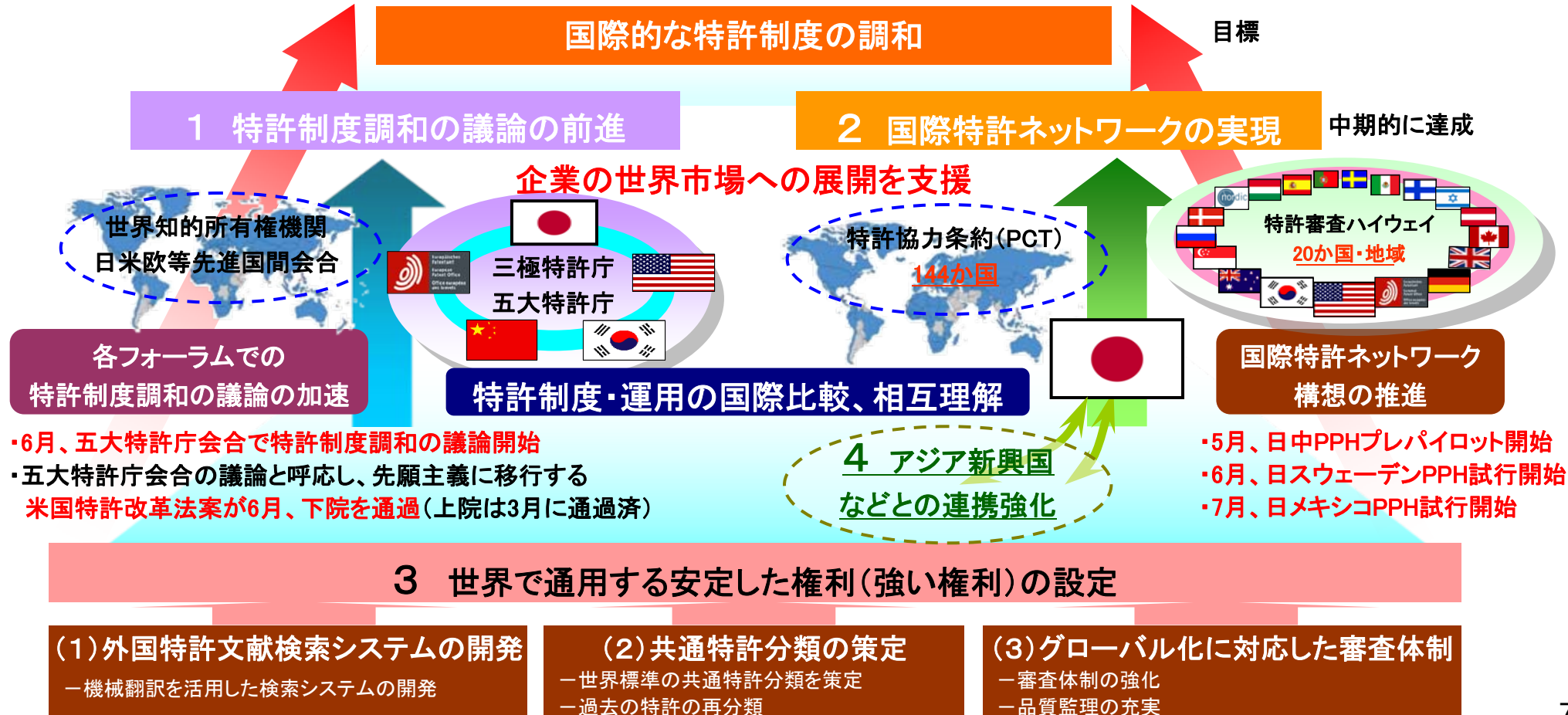
◆ 2009年4月、実用新案権侵害訴訟に関し、フランス企業側が中国企業に1.5億元(約20億円)支払うことで和解。

(出典) ジェトロ北京センター「中国における実用新案制度の利用状況調査」(2009年)

(出典) 中国国家知識産権局(SIPO)ウェブサイト、  
「專利審査業務“十二五”計画(2011-2015年)」より特許庁作成

# I 特許戦略の全体像

- 安定した権利保護のために、我が国の特許審査の質向上を図ることが重要。
- 日本の安定した権利が世界で受け入れられる環境(＝国際特許ネットワーク)を実現するため、特許審査ハイウェイ(PPH)を推進。
- PPHの拡大により運用の理解が進んだ結果、五大特許庁会合において特許制度調和の議論が開始されるなど、国際的な特許制度調和の実現に向けた動きが加速している。



# I-1 特許制度調和の議論の前進

- 海外での円滑かつ予見性の高い特許権取得を可能とする上では、各国の特許制度の調和が不可欠。
- しかしながら、世界知的所有権機関(WIPO)では、先進国と途上国の対立により議論が停滞。
- 我が国のリードにより、特許審査ハイウェイ(PPH)が拡大し、運用調和の必要性が高まる。

## 最近の 状況

・日本からの長年の働き掛けにより、米国では、先願主義移行を含む特許改革法案の審議が進展。  
・3月に上院、6月に下院を通過し、最終段階へ。

・日本発案によるPPHは順調に拡大(20か国・地域が参加)。  
・PPH参加国間において、審査運用調和の必要性が高まっている。

## 特許制度調和の議論の機運の高まり

**fiveIPoffices**

European Patent Office /// Japan Patent Office ///  
Korean Intellectual Property Office /// State Intellectual  
Property Office of the People's Republic of China ///  
United States Patent and Trademark Office

日米欧中韓の五大特許庁長官会合(2011年6月、東京)において  
中国を含め特許制度調和の議論を開始

## 今後の取組

### 特許制度調和に向けた実務レベルの研究推進(2011年度)

特許制度調和の議論のベースを提供するべく、我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用し、制度・運用の国際比較をし、その調和の効果や困難性を実務レベルで分析。2012年春までに分析結果を提示。



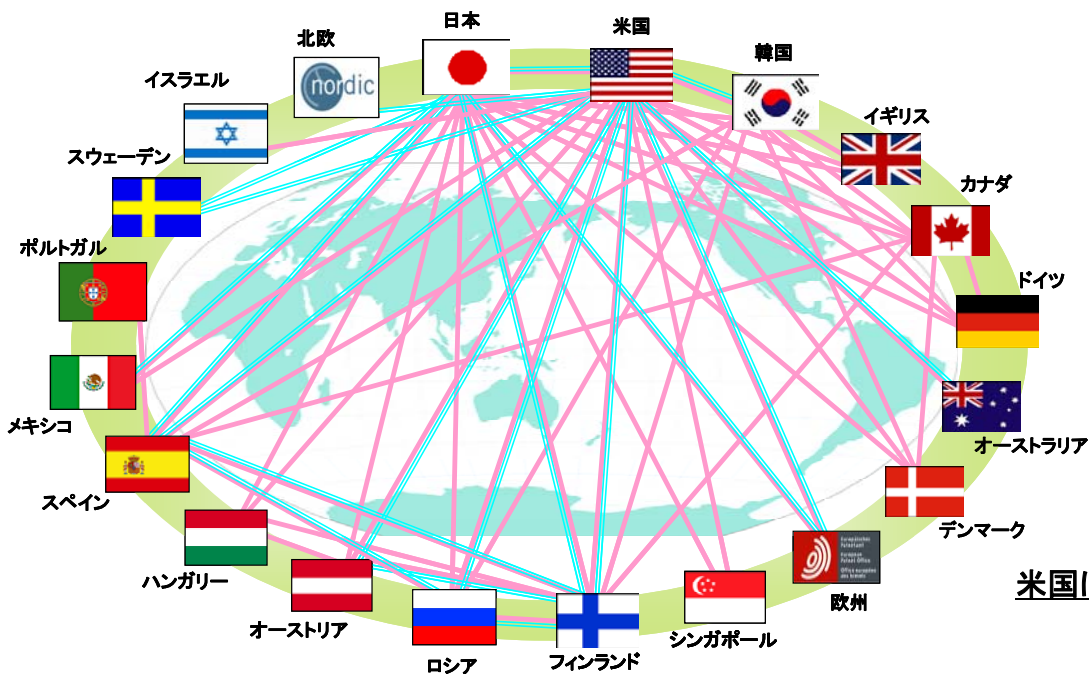
### あらゆるフォーラムでの特許制度調和の議論をリード(2011年度～)

上記分析成果を活用しつつ、WIPOをはじめ、五大特許庁会合、日米欧三極会合、日米欧韓等先進国間会合(B+)など、あらゆるフォーラムでの特許制度調和の議論をリードし、早期の実現を図る。

# I-2(1) 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

- 特許審査ハイウェイ(PPH)は、2006年の開始から5年が経過。
- PPH参加国・地域数は、20か国・地域に拡大。PPHの利用件数も、着実に増加。
- 日本で特許と判断された出願は、米国で最終的に9割が特許となっており、PPHは効果的に機能している。

【PPHの締結状況】

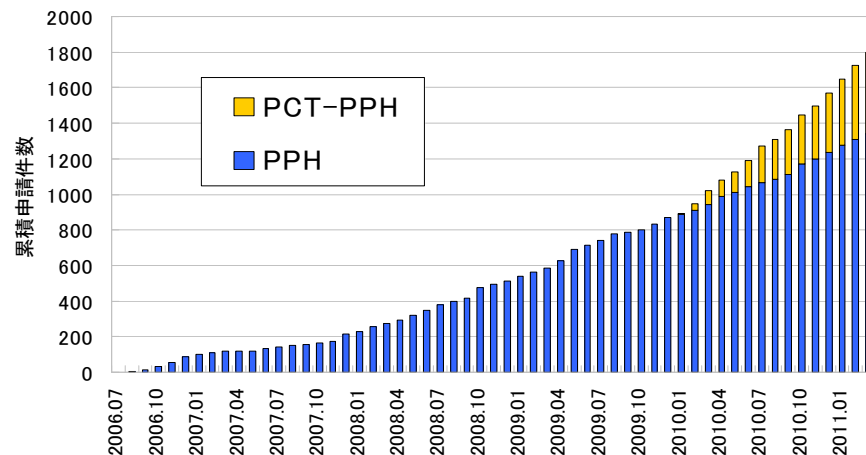


※2011年7月1日時点

： 従来型PPH  
： PCT-PPH

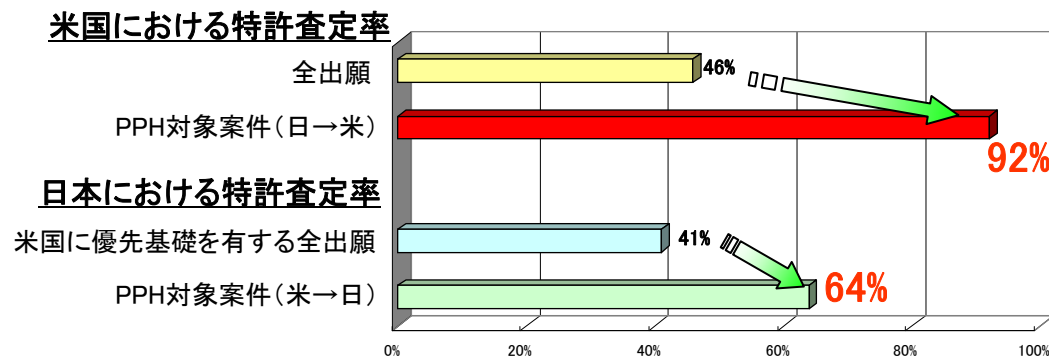
(注) 日本とメキシコ間のPCT-PPHは、日本からメキシコへの出願のみ実施

【我が国におけるPPH申請件数】



(出典) 特許庁作成

【PPHを利用した場合の特許査定率】



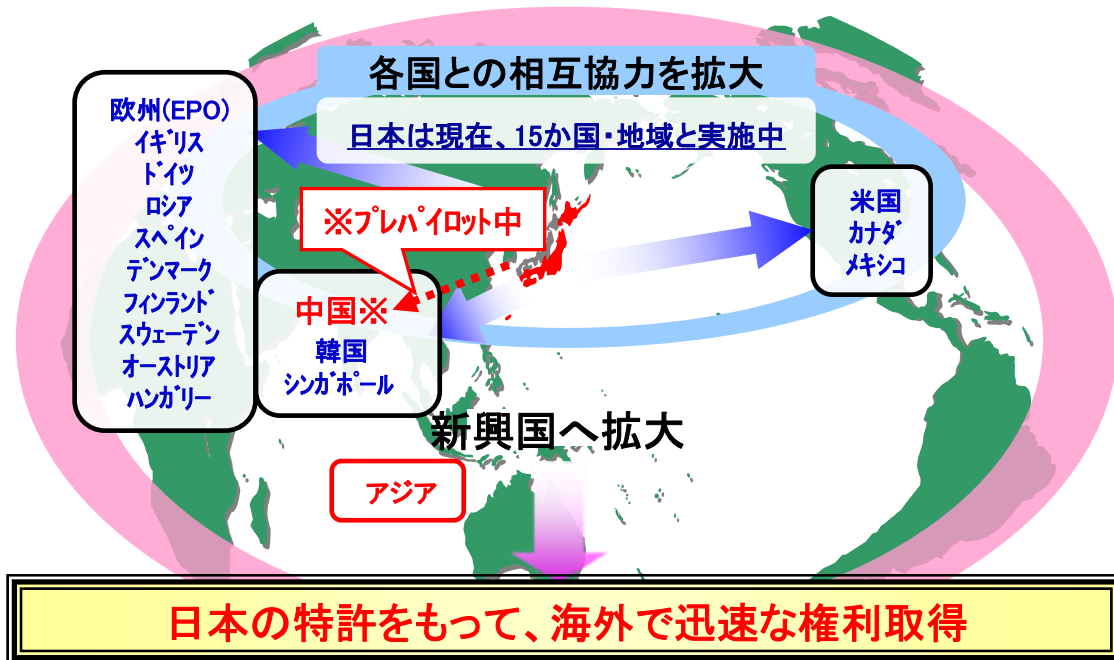
(出典) 特許庁作成

(注) 2010年12月末時点

# I-2(1) 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

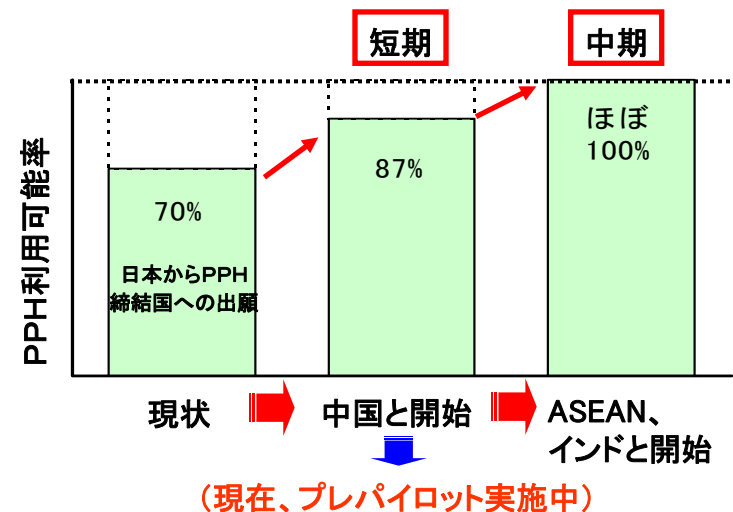
- グローバルな事業展開には海外で安定した経済活動が保証されるよう、安定した権利保護が必要。
- 我が国の特許を活用し、海外で迅速な権利取得を可能とするPPHの一層の拡大を図る。  
これにより、日本で特許となった発明が世界で早期に特許となる枠組みの構築を目指す。

## 【PPHの拡大】



## 目標: PPH利用可能率を100%に

$$\text{PPH利用可能率} = \frac{\text{日本からPPH締結国への全出願件数}}{\text{日本から海外への全出願件数}}$$



(注) PPH利用可能率の数値(70%, 87%)は、2008年のデータを基に算出

## 今後の取組

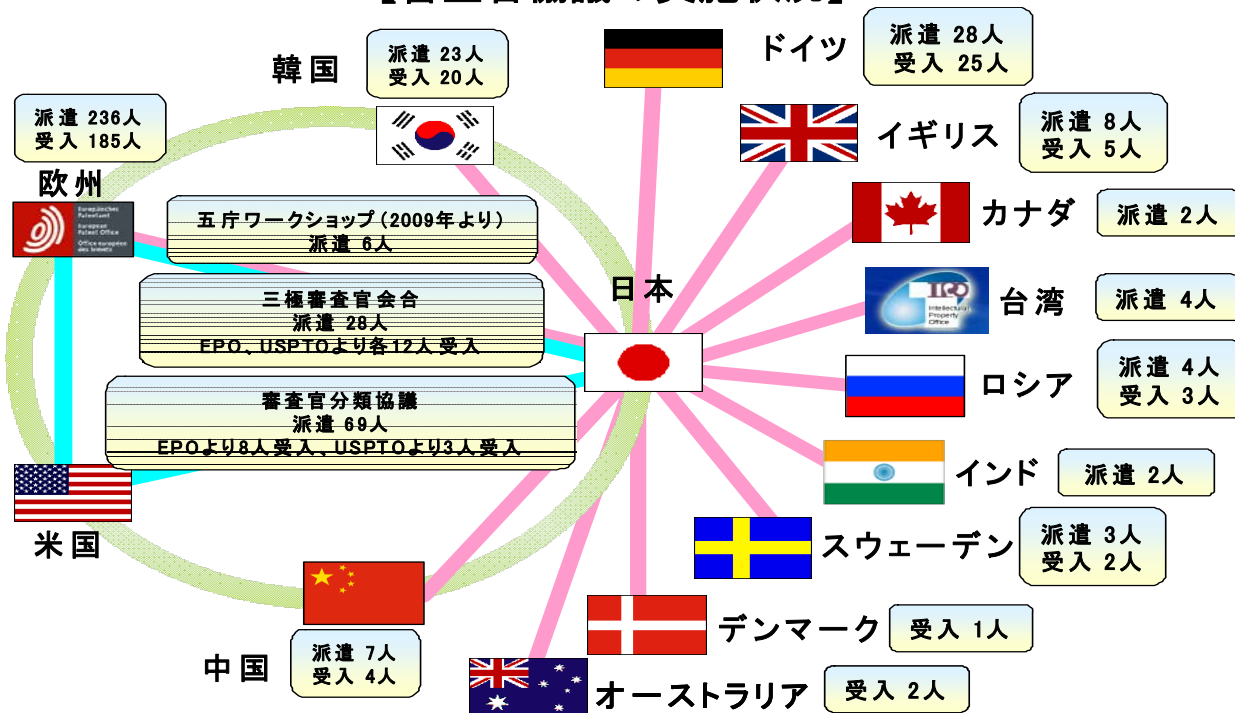
### PPHの拡大に向けた取組(2011年度～)

- 現在、プレパイロット(実施に向けた検証作業)を行っている中国との、早期のPPH開始を目指す。
- ASEAN、インドとのPPH開始に向けた準備作業に着手。アジアをはじめとする新興国へのPPH拡大を着実に進める。

# I-2(2) 国際特許ネットワークの質の向上

- 審査実務・運用の調和には、まず、相手国の審査や基準をより深く理解することが重要。
- また、共通特許分類の策定のためには、審査官同士の分類協議を加速化することが必要。
- 協議実施国の戦略的拡充を図るとともに、審査官協議の一層の充実を目指す。

## 【審査官協議の実施状況】



(注)2000年4月から2011年6月末までの実績(延べ人数)

## 今後の取組

### 国際審査官協議の拡充(2011年度～)

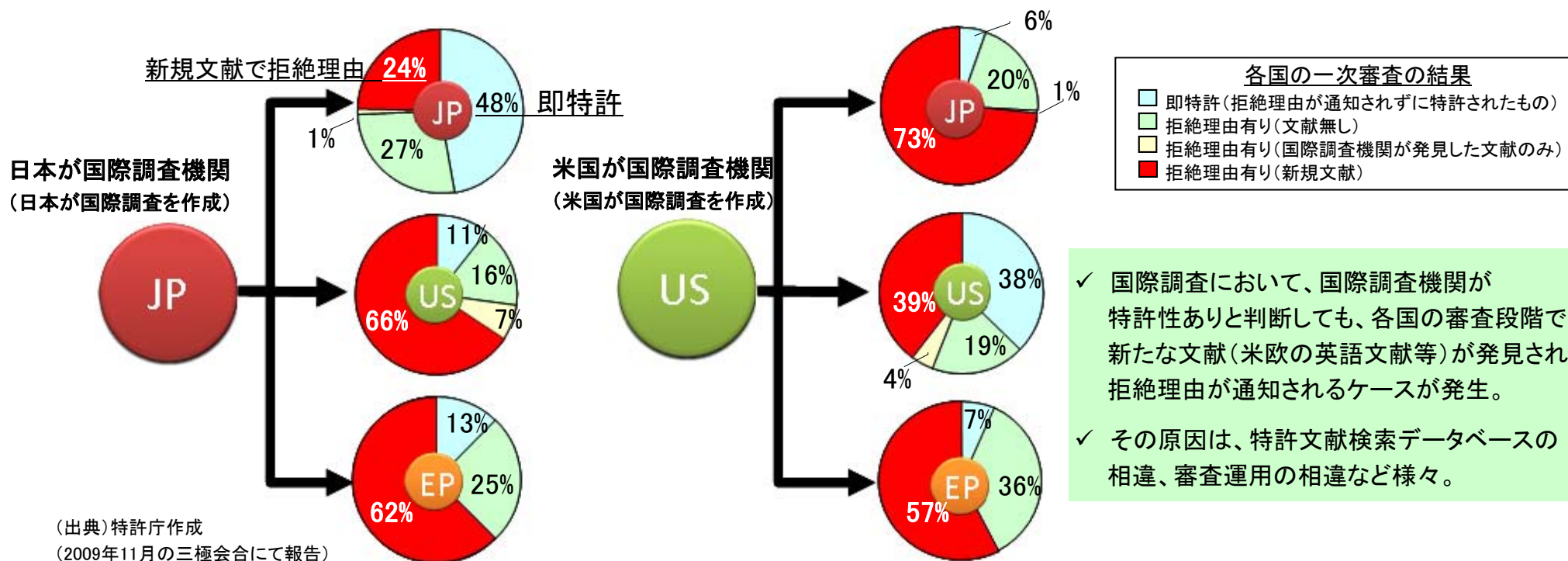
- 戦略的に重要性の高いPPH締結国等を中心に、協議実施国を拡大する。
- 共通特許分類の策定のために、審査官分類協議を集中的に実施する。
- 数か月～1年程度の中長期間にわたる審査官協議を実施する(欧州・米国等)。

- 同時に、特許制度・運用の国際比較を行い、その調和の効果や困難性について分析する、特許制度調和に向けた実務レベル研究(前掲)を推進。

# I-3 世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定

- 国際特許出願(PCT)は、国際調査機関が予備的な審査(国際調査)を実施し、各国がその結果を参考にして審査を行うという、ワークシェアリング機能を制度的に内在。
- しかしながら、国際調査機関が特許性ありと判断しても、各国の審査段階で拒絶理由が通知されるケースが発生。
- 企業が安心して世界市場で活動するためにも、各国間の審査結果の相違解消が大きな課題。

## 【国際調査機関が特許性ありと判断した出願に対する、各国の一次審査の結果】



各国間の審査結果の相違を解消し、世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定が必要

# I-3 世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定

- 各国間の審査結果の相違を解消し、世界で通用する安定した権利の設定が求められる中、特許庁においては、スピード感を持って、重層的な取組を進めていくことが必要。

## 外国特許文献検索システムの開発

中韓文献が増大している現状を踏まえ、中・韓→日への翻訳機能を備えた外国特許文献検索システムの整備を行う必要がある。

- 機械翻訳(中・韓等)を利用した外国特許文献検索システムの開発(後掲)
- 企業との協力、民間の機械翻訳技術の活用等(後掲)

## 共通特許分類の策定

増大する各国特許文献の一括検索を可能とするため、言語に依存しない調査ツールである共通特許分類を構築する必要がある。

- 世界標準の共通特許分類の策定(後掲)
- 過去の特許文献の再分類(後掲)

## グローバル化に対応した審査体制強化

世界の特許文献を漏れなく調査し、国際的に齟齬のない的確な判断を行うため、審査体制の強化を図る必要がある。

- 品質管理の充実  
審査の品質指標に関する国際共同研究、主要国並みのサンプルチェック体制の整備。
- 必要な審査官の確保
- 言語能力の向上(審査官の研修)

## 制度・運用の調和

各国間の審査結果の相違が生じないように、各国との特許制度、審査実務・運用の調和を図る必要がある。

- 国際審査官協議の拡充(前掲)  
相手国の審査や基準をより深く理解するための中長期間の審査官協議等。
- 特許制度調和に向けた実務レベルの研究推進(前掲)  
制度・運用の国際比較をし、その調和の効果や困難性について実務レベルで分析。

世界で通用する安定した権利

- 増大する中韓文献等を容易に調査できなければ、①不十分な先行技術調査による権利の安定性の低下、②進出先において現地企業から訴えられる可能性の増大、等のリスクが高まる。
- 大量に存在する中韓文献等を、審査官や企業が容易に調査できる環境を実現するためには、機械翻訳を活用した日本語による検索システムの開発が必要。
- 機械翻訳システムが開発されるまでも、差し迫ったリスクに応じた対策を講じる必要がある。

## 中韓文献の急増により生ずる課題

### ■ 審査において生ずる課題

- ・中国語・韓国語の文献は、その内容把握が困難であるとともに、文献数の急増により調査の長時間化が見込まれることから、審査のスピードや質に影響を及ぼすことが予想され、何らかの対策が必要。

### ■ 機械翻訳の実現に向けた課題

- ・中→日機械翻訳の精度は、現時点では審査官の要求レベルに応える水準ではない。  
機械翻訳の精度を高めるため、重要な要素である辞書開発を早急に進める必要あり。
- ・精度の高い機械翻訳の実現までには時間が必要。それまでの間、和文抄録を作成し、その結果は辞書開発にも活用。
- ・中国の実用新案はアクセスが困難であり、実用新案に基づく訴訟も発生していることから、対策が早急に必要。
- ・我が国特許庁の技術動向調査を活用し、辞書開発の際に、中国で出願が急増している分野を優先することも検討。

### ■ 機械翻訳の発展に向けた方策

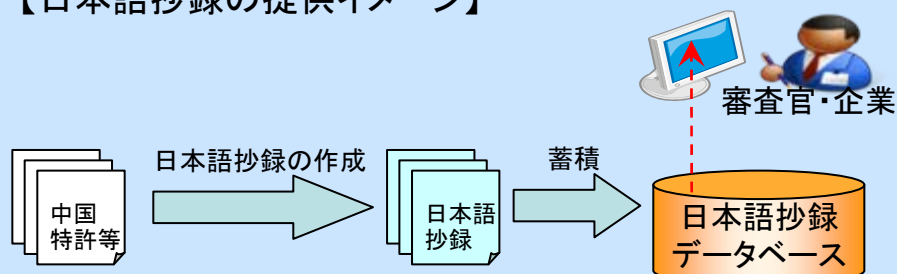
- ・EPOは審査官がGoogle翻訳を利用できるようにするため、Google社と提携。  
このような民間活力を利用した機械翻訳／辞書の開発についても、検討していく必要あり。
- ・中国における審査の質の向上を図るには、機械翻訳を利用した日本語文献の調査が不可欠であり、日中辞書の精度向上が重要。辞書開発における中国国家知識産権局との連携など、日中協力を進める。

## 今後の取組

### 差し迫ったリスクへの対応(中国特許・実用新案和文抄録等の提供)(2011年度～)

- アクセス困難な中国実用新案については、当面の対応として、現時点で利用可能な機械翻訳システムを活用し、2011年度中に日本語による情報提供を順次開始。一定レベルの日本語キーワード検索が可能な環境を構築する。
- 他方、我が国の審査官・企業等が、詳細な技術情報を把握する必要のある中国特許については、和文抄録を作成。2011年度中に和文抄録の作成を試行的に開始し、2012年度から本格的に実施。
- 更に、将来的に高品質な中→日機械翻訳が実現できるよう、2011年度中に、有効な翻訳辞書の開発方法を調査。特許の和文抄録作成などを通じた効果的な辞書開発方法につき、検証を行う。
- 上記の調査結果を基に、2012年度、中→日翻訳辞書の開発を開始。民間の知識・経験を利用することも視野に入れる。

### 【日本語抄録の提供イメージ】



|                                                                                     |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |
| 中国特許<br>出願件数: 2010年 39万件                                                            | 中国実用新案<br>出願件数: 2010年 42万件                                                          |
| <u>2015年 75万件(見通し)</u>                                                              | <u>2015年 85万件(見通し)</u>                                                              |

### 外国特許文献検索システムの整備(中長期)

- 中韓文献の機械翻訳により、日本語全文テキストを作成し、日本語による全文テキスト検索を可能化。
- 最終的に、日本語による多言語文献の横断的検索を実現。
- 審査官及び制度ユーザーの双方が、中韓文献を日本語によって調査・閲覧可能に。

# I-3(2) 共通特許分類の策定(国際特許分類ハーモ10年計画)

- 増大する世界の特許文献等を調査できるようにするため、言語に依存しない共通の調査ツールとして、国際的な特許分類の見直しを開始。
- 五大特許庁を中心に、日欧の特許分類を軸とした新たな国際特許分類の構築を進める。
- 五大特許庁会合で特許分類の共通化を議論する中、2010年10月、米国は欧州分類の採用を表明。

IPC(国際特許分類):分類項目が少なく粗い(7万分類)

→ 粗いが世界中の文献の調査可能

日本分類:IPCを細かく展開(19万分類)



→ 日本文献のみ調査可能

欧州分類:IPCを細かく展開(13万分類)



→ ヨーロッパ主要国と米国の文献を調査可能

米国分類:独自に分類(17万分類)



→ 米国文献を調査可能

欧州分類を  
採用

中国・韓国:IPCにより分類(独自の分類なし)

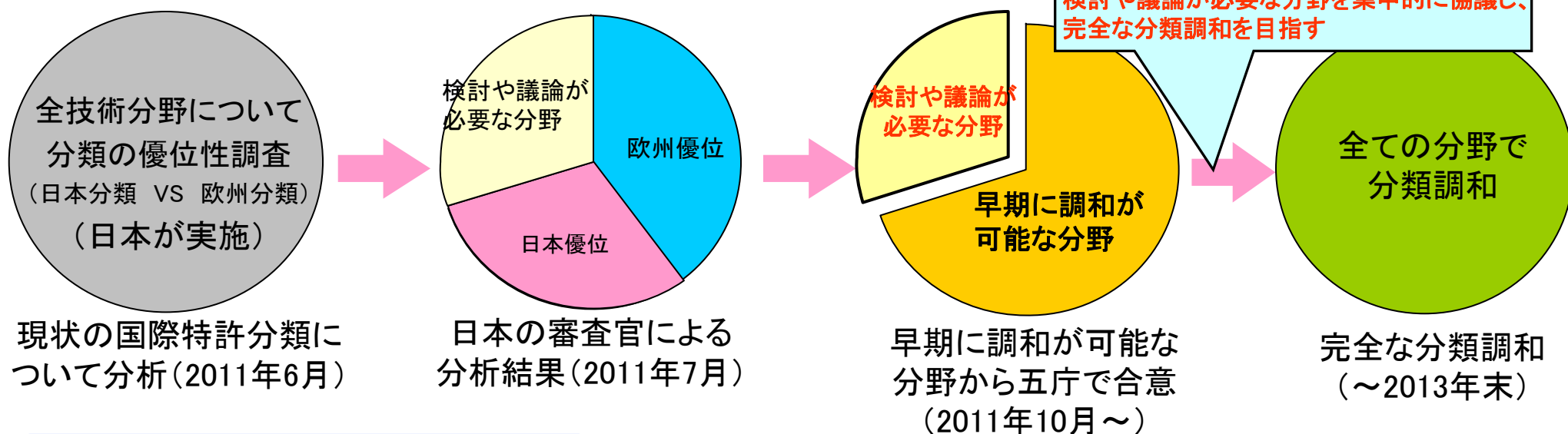
## 共通特許分類構築に向けた動き

- 急増する中韓文献への対応も踏まえ、共通特許分類の策定に向けた議論が五大特許庁会合で活発化。
- 共通特許分類の策定は、世界で最も緻密な日本分類と、米欧文献をカバーする欧州分類とを軸に進められる予定。
- 日本がリーダーシップを発揮し、中国・韓国とも連携して、中韓文献も検索できるような国際公共財としての共通特許分類の構築を目指す。

# I-3(2) 共通特許分類の策定(分類調和の加速化)

- 2011年6月の五大特許庁長官会合において、日本から分類調和の加速化プランを提案。
- 日本がリードし、新たな国際特許分類構築の早期実現を目指す。
- 新たな国際特許分類が採択された場合には、各国とも、自国の過去の特許文献の再分類が義務。

## 【分類調和の加速化プラン】



## 今後の取組(分類調和のスケジュール)

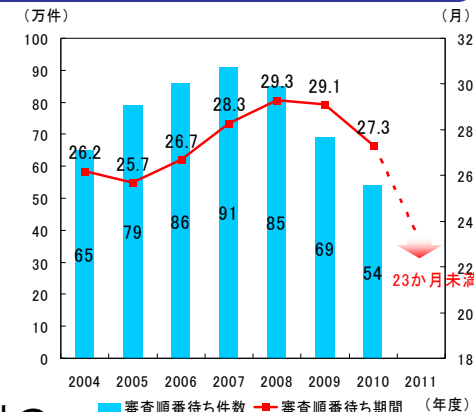
| 2011年度            | ～2013年度                                                                                                         | 2014年度～2020年度                                                                        | 2021年度～    |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 分類調和の<br>加速化プラン提案 | 国際交渉<br>(五庁・WIPO)                                                                                               | 過去の特許文献を<br>新国際特許分類により再分類                                                            | 新国際特許分類の利用 |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓全分野(2600分野)の特許分類について<br/>分類調和のための国際交渉</li> <li>✓再分類の実施に向けた準備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓1000万件の特許文献を再分類</li> <li>✓民間活力の活用</li> </ul> |            |

# I-3(3) グローバル化に対応した審査体制

- 企業の国際展開が進み、特許庁間の国際的なワークシェアリングや国際協力の取組が進む中、今後、特許審査はどのようにあるべきか。
- 「より早い権利」、「より安い権利」の取得については、これまでの取組により実現しつつある。

## より早く

- ✓ 特許庁は、2013年審査順番待ち期間11か月（FA11）を目標に、審査の迅速化に取り組んできた。
- ✓ 現在、審査順番待ち期間は27か月台であり、2011年度末には、22か月台となる予定。
- ✓ 審査順番待ち期間11か月の目標についても達成できる見込み。



## より安く

- ✓ 2011年特許法等の改正により、審査請求料、国際出願の調査手数料の引下げ（約25%）を実施。
- ✓ これにより、より安く権利を取得することが可能に。

## より強く

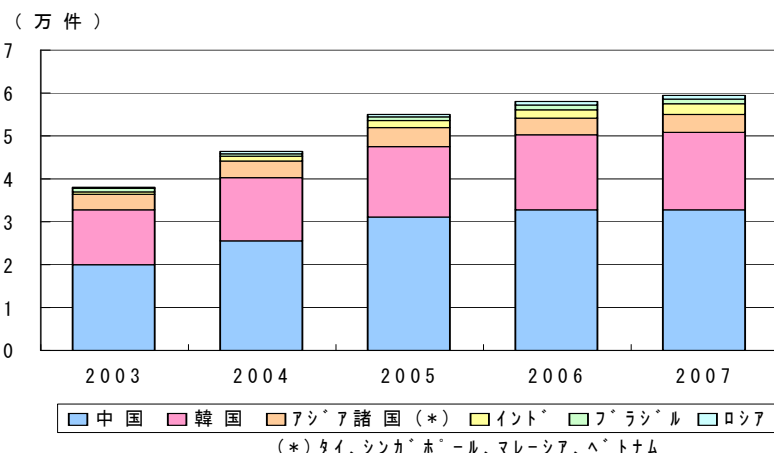
- ✓ ユーザーは、「より強い権利」、すなわち、国際的に安定した権利の取得を希求。
- ✓ 国際的に安定した権利を設定するためには、米欧、中韓特許文献などの外国語特許文献を調査するための基盤整備、それらを用いた質の高い審査を実現することが必要。

## 今後の特許審査の方向性、体制についての検討

- 今後、特許審査はどのようにあるべきか、ユーザーの意見を聞きながら検討が必要。

- 我が国企業の進出先は、日米欧中韓に加え、ASEANやインドへと拡大している。
- 質の高い我が国の審査結果をアジア地域へ提供することで、我が国企業がアジアで生み出す研究開発成果について、適切に保護される環境の実現を図る。

## 【日本人の海外特許出願数の推移】



(出典)特許庁作成

## 英語による国際調査の拡充(目標)



(注)現在、日本で国際調査を行う韓国PCT出願は、日本語出願のみ

## 今後の取組

### 英語による国際調査の拡充(2011年度～)

- ASEAN域内のPCTの国際調査を、我が国が英語で実施すべく、各国と交渉中。2012年度中の開始を目指す。
- 中期的に、中国やインドへの拡大を図る。

# I-4 アジア新興国などとの連携強化

- 経済のグローバル化により、日本企業が新興国で高品質な特許を取得する必要性が増大。
- 新興国において、日本企業が高品質な特許を取得できるようにするためには、新興国の特許審査能力の向上支援、日本の審査結果の提供が有効。
- 新興国の知財制度に関する情報の不足が知財リスクの一因となっているため、新興国との意見交換等を通じた情報収集も重要。

## 連携強化のための具体的取組

### 新興国への知財保護/審査協力(知財専門家の派遣)

- ✓ インドネシアに対し、審査能力向上、エンフォースメント機能強化等を目的としたJICAプロジェクトを実施(2011年4月～)。当該プロジェクトの管理・運営、及びインドネシア知財庁職員への指導を担う知財専門家として、JPO職員を派遣中。
- ✓ ベトナムに対し、知財行政の能力向上等を目的としたJICAプロジェクトを実施予定(2012年度より3年間)。具体的活動内容について、2011年度中にベトナム政府と協議。プロジェクトの監理・運営、ベトナム知財庁職員への指導を担う知財専門家を、日本から派遣予定。

### ASEAN特許審査実務研修の実施

- ✓ ASEAN特許審査官16名を対象に、特許審査実務研究を実施(2011年7月、東京)。実体審査に関する情報共有及び相互理解を促進。

### 我が国審査結果情報のさらなる活用

- ✓ AIPN(Advanced Industrial Property Network)を通じて、我が国審査結果情報を提供(実施中)。
- ✓ アジア地域等におけるAIPN利用率向上に向け、使用方法のレクチャーを通じた普及啓発の促進(2011年度～)。

### 日中・日韓間の知財人材育成協力を推進

- ✓ 独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)と中国・韓国の知財人材育成機関との相互協力を推進。
- ✓ 我が国出願人等の中国審査実務に対する理解の深化に向けた中国專利審査指南セミナーを開催予定。
- ✓ 韓国語特許文献の効率的なサーチ手法に関するセミナーを開催予定。

### 実用新案制度に関する意見交換

- ✓ 中国実用新案制度に対する我が国出願人の関心の高まりを受け、日中の枠組等で実用新案制度に関する意見交換を実施予定。

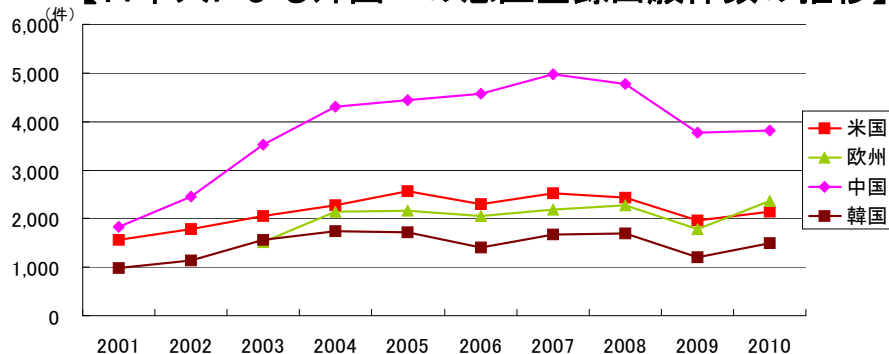
## Ⅱ-1 デザイン戦略

■ 日本企業による海外への意匠登録出願は漸増しているが、近年は伸び悩み。

■ 他方、中国の意匠登録出願件数は急増。

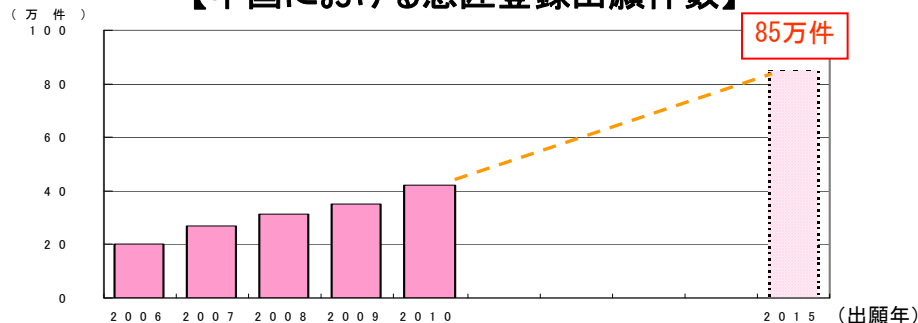
自社の意匠を進出先国において確実に守るためにも、海外で意匠権を取得する必要性が高まっている。

【日本人による外国への意匠登録出願件数の推移】



(出典)特許行政年次報告書 2011年版

【中国における意匠登録出願件数】



(出典)中国国家知識産権局(SIPO)ウェブサイト、  
「専利審査業務“十二五”計画(2011-2015年)」より特許庁作成

### 【日本企業の声】

- ・中国での訴訟時、日本や米国の審査結果を証拠として提出。
- ・訴訟を行うに際し、権利の価値がはっきりしているのは心強い。

### 今後の取組

#### ヘーグ協定加盟等に向けた検討(2011年度～)

- 我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘーグ協定への加盟に向けた検討を今年度中に開始し、国内制度の利便性向上と併せ、2012年度に結論を得る。

#### 【ヘーグ協定の意匠国際登録(イメージ)】



- 米欧等で保護対象となっている3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について、今年度中に検討を開始し、2012年度に結論を得る。

#### 海外での意匠権取得・活用を支援する取組

- 中小企業に対する外国出願補助金の拡充(後掲)
- 海外知財プロデューサーによる海外展開支援(実施中)

中国出願等の急増など  
環境変化への対応が急務

- 我が国企業の競争力強化に向け、技術のみならず、デザインによる製品の付加価値向上が重要。
- 産学連携により、大学の強みを生かしつつ、新たなデザインを創出する動きも活発化。
- 外部デザイナーとの連携により、海外展開を図る事例も出てきている。

### デザイン産学連携の取組事例

#### ライオン株式会社と千葉大学の連携事例

人間工学に基づくデータ・評価手法を用いて「家庭用洗剤容器」の容器形状を評価・決定



資料：ライオン株式会社

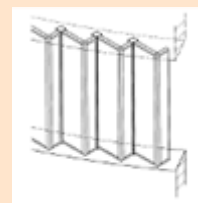


左から、意匠登録第1375955号、  
意匠登録第1387037号、  
意匠登録第1387038号。

製品化されていない意匠も、  
バリエーション展開して意匠登録。

#### 九州大学の独自開発事例

施工困難な曲面外壁に簡易施工できる、デザイン性の高い「外壁プレハブユニット」を開発



意匠登録第1259138号

大学が単独で意匠権を取得。  
建築会社とライセンス契約を締結し、製品化。

### 外部デザイナーとの連携事例

#### 長谷川工業株式会社の事例

外部デザイナーと連携し、新しい踏み台が誕生  
世界で最も権威あるデザイン賞の一つ  
「レッドドットデザイン賞」の最高賞受賞



意匠登録第1406660号

世界的に注目を浴びる存在となり、  
製品の売上げも世界的に拡大。

### 今後の取組

#### 知財の側面からのデザイン産学連携支援(2011年度～)

- 産学連携の活発化に伴い、企業と大学等の契約が増えることから、契約の円滑化を促進する契約ひな形を提供する。
- 美術・デザイン系大学の知財管理体制を整備するため、広域大学アドバイザーの派遣を検討する。

#### デザイン・意匠活用事例集の作成(2012年度)

- 意匠を活用した産学連携や外部デザイナーとの連携事例を収集し、デザイン・意匠活用事例集を作成・普及する。

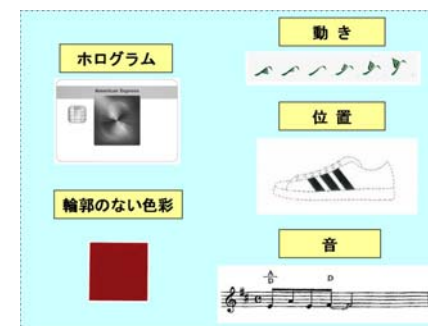
## Ⅱ-2 ブランド戦略(商標を取り巻く環境の変化に対応した保護のあり方)

- 企業がブランドの価値を高めていくことの重要性が増しており、そのためには、知的財産制度の活用やそのブランドをより高めていくための支援策が重要。
- 一方、インターネットの普及やデジタル化の進展等に伴い、商品やサービスが多様化し、ブランドとしての商標が大きく変わりつつある中、動く商標や音の商標など新しいタイプの商標が、商品イメージ等の情報を消費者に伝える役割を果たしている。
- 新しいタイプの商標は、欧米アジア主要国において登録保護制度が整備されているが、我が国ユーザーからは、広告における音の商標の監視負担増大などの声もある。
- また、提供される商品の品質も需要者には極めて重要。欧米主要国では商標に関連して、商品の品質を証明するための商標制度を設けているが、我が国ではそのような制度が存在しない。

### 検討の方向性

新しく保護対象として検討されている商標

- ① 企業の多様なブランド展開を容易にし、より消費者に商品イメージ等を直接伝達できるよう、新しいタイプの商標の登録制度について検討を進める。  
制度の導入にあたっては、ユーザーの使用実態も踏まえた適格な制度運用など、ユーザーの懸念を払拭する方策について併せて検討を行う。
- ② 商品の品質等を証明するための商標制度(証明商標制度)の導入に関し、具体的ニーズや制度内容等について、調査・検討を行う。



### 今後の取組

#### 新しいタイプの商標の検討

2008年6月から商標制度小委及び同WGにおいて検討を開始。ユーザーの意見やシステムへの影響等を十分に踏まえつつ、制度の在り方(登録要件等)につき引き続き検討を行う。

#### 商品の品質等を証明する商標制度の調査研究

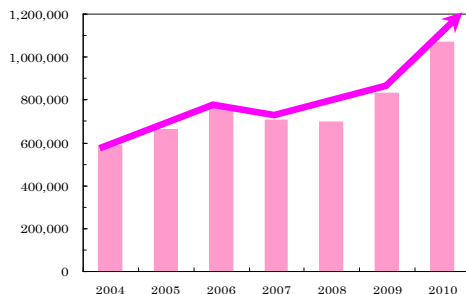
有識者委員会において、具体的なニーズ、品質・証明マークの実態や保護の在り方について検討を行う。

## Ⅱ-2 ブランド戦略(国際的な権利確保に向けた支援)

- 経済のグローバル化の進展等に伴い、我が国企業が外国に商標登録出願するケースが増加。しかしながら、外国への出願は、企業にとって必ずしも容易とはいえない状況にある。
- 我が国の地域ブランド等が、中国などにおいて第三者によって出願登録される事例が頻出。また、日本の著名な企業名等が中国などで登録され、低品質な商品が販売されることにより、ブランドイメージが傷つく被害が発生。
- 防衛策として、ブランド所持者が自ら早期に外国において出願を行うことが考えられるが、現状では、このような外国への出願に対して個別に支援を行う体制が十分とはいえない。

### 中国等の海外における冒認出願への対応

【中国の商標登録出願件数】



- ・2010年の中国の出願件数は、2008年比160%と急増し、約107万件。
- ・中国等での冒認出願に対し、我が国が改善に関する働きかけを行うとともに、自ら出願を行う等のための防衛策の支援の強化が必要。

(出典)WIPO Industrial Property Statistics, Trademark Applications by office(1883-2009)、中国国家工商行政管理総局「中国商標戦略年度発展報告(2010)」

### 外国への出願の支援・国際登録制度の周知等

- ・各国の商品・役務の表示方法が異なるため、表示方法の統一により、権利確保の容易性を高めることが必要。
- ・簡易な手続で外国での権利取得を容易に行うためには、国際登録制度(マドリッド協定議定書)の利用の拡大(加盟国の拡大等)が重要。
- ・中小企業のグローバル展開を支援するためには、外国への出願支援が不可欠。

商品・役務  
データベースの整備



企業・審査官

外国出願における商品や役務の記載を容易化するため、WIPOや三極と連携し、商品・役務の共通リストを作成し、ユーザーが利用できるデータベースを整備する(2012年度～)。



知財総合支援窓口

外国での出願等に熟知した者を活用し、マドリッド協定議定書等の周知・相談活動の充実を図る(後掲)。



外国への出願支援

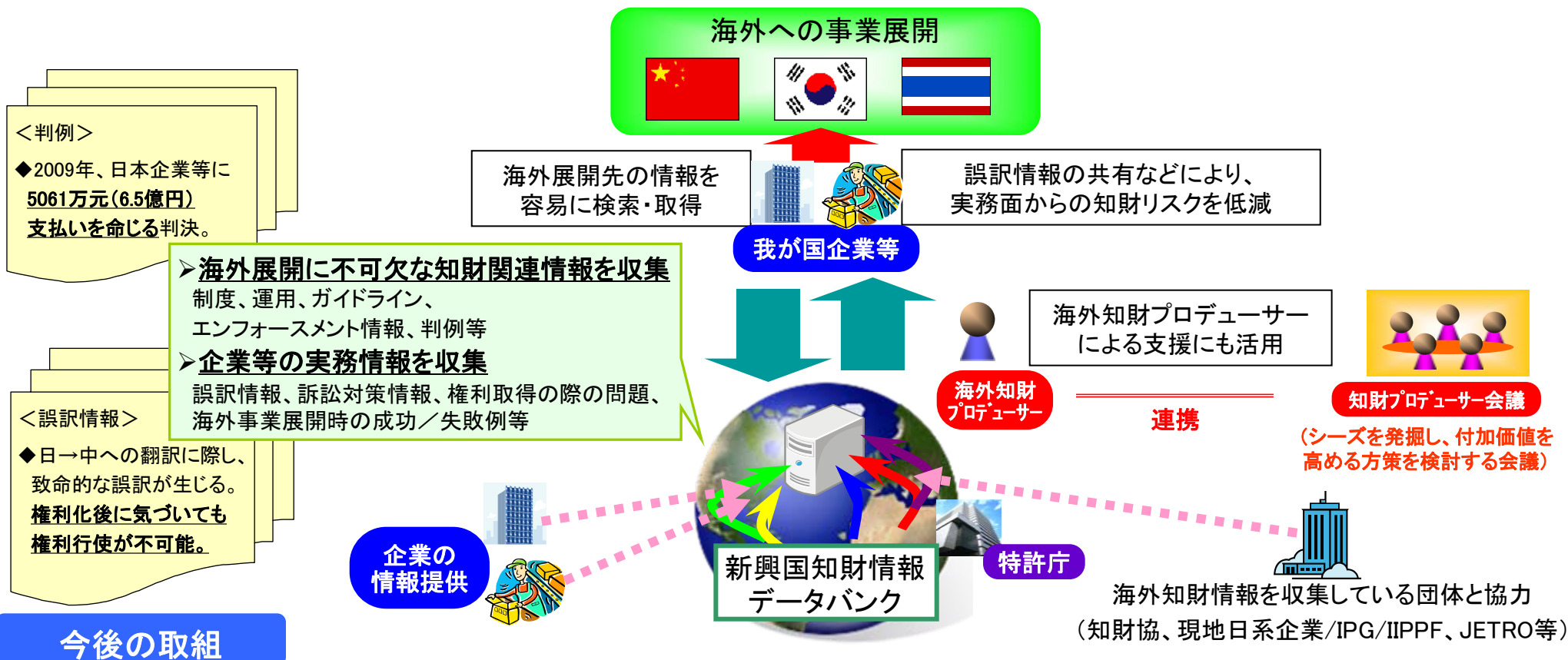
マドリッド協定議定書の普及を促進するとともに、国際的な事業展開のために戦略的に外国へ商標出願を行う中小企業に対し、費用の一部を助成する措置を拡充する(後掲)。

### 今後の取組

- 地域団体商標リスト(冊子)や県・市の名称等のリストに加え、新たに防護標章リスト等を提供し、適切な保護の働きかけを強化(2011年度～)。
- 二国間や三極の会合を通じた相互理解(実施中)や、審査官交流により、審査の運用等の相互理解をより深める(2012年度～)。
- 制度改善の中国政府への働きかけ、「冒認商標問題特別相談窓口」の活用、中国での商標検索・法的対応措置の提供などを行う(実施中)。

# Ⅲ－１ 新興国の知財関連情報の集積・共有化

- 我が国企業等が新興国に事業展開するに際しては、リスク把握のため、現地の知財情報が不可欠。
- 企業等が様々な海外知財リスクに対応するには、各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが必要。

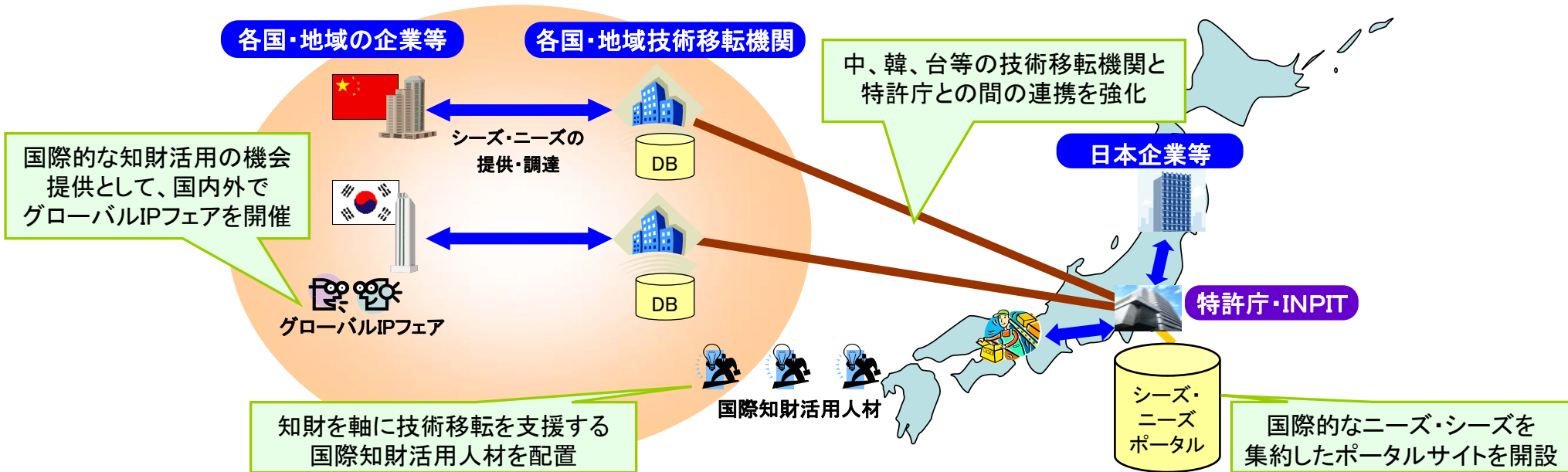


## 新興国知財情報データベースの構築(2011年度～)

- 海外展開に不可欠な情報・実務情報を集積・共有化するデータベースを構築(2011年度準備、2012年度情報提供開始)。
- 企業等の利便性の観点から、情報の集積・共有化を継続的に実施。

## Ⅲ-2 アジアにおける知財活用マーケットの活性化

- アジアにおいて、技術移転機関を中心に知財の活用が活発化し、各国・地域の技術移転機関データベースには、現地の知財情報やシーズ・ニーズ情報が数多く蓄積されており、効率的な活用が重要。
- 進出先の技術移転機関の情報を最大限入手・活用し、知財の強みを生かした市場開拓や現地企業との提携を図れる環境を整備していくことが必要。



### 今後の取組

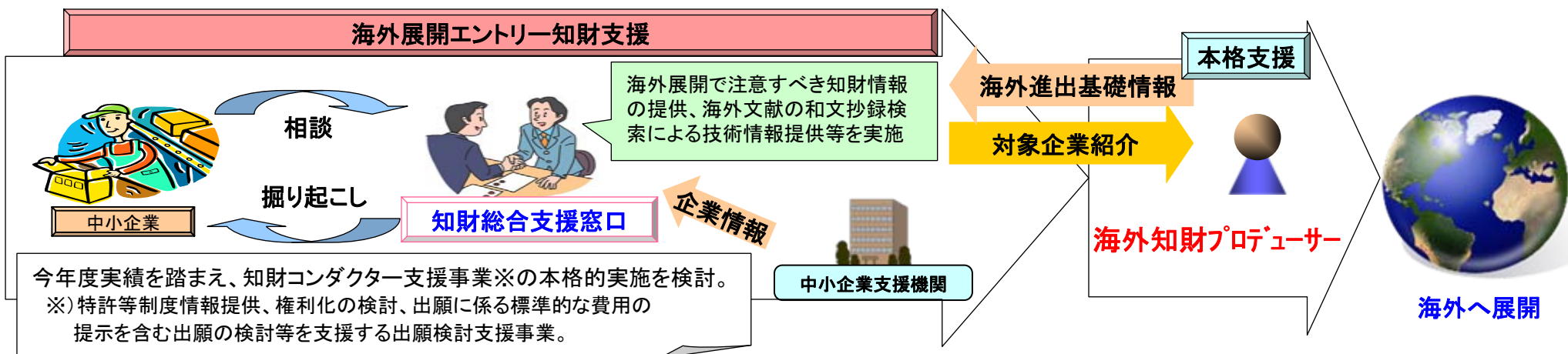
#### アジア市場への展開が円滑に行われる環境の整備(2011年度～)

- 特許庁と、アジア各国・地域の技術移転機関との連携を強化(2011年度より各国・地域機関と交渉)。
- 国内外でのグローバルIPフェアを開催(2012年度開始)。
- 各国・地域のシーズ・ニーズ情報を集約したポータルサイトを開設(2012年度開始)。
- 知財を核とした技術移転を支援する国際知財活用人材を配置(2012年度開始)。

# Ⅲ-3 中小企業の海外展開支援の強化

- 中小企業の海外展開を促進するには、大企業に比して不足している資金面、情報面等において、地域におけるきめ細かな支援を行うことが必要。
- 海外のニーズに合致する知財・技術を掘り起こし、海外事業展開に向けた芽出し支援を実施するとともに、中小企業にとって負担が大きい外国出願費用助成の充実等のさらなる支援が必要。

## 【全国都道府県の知財総合支援窓口を通じた海外展開支援(イメージ)】



## 今後の取組

### 海外展開初期支援機能の強化(2012年度～)

知財総合支援窓口(2011年度より実施中)を活用して中小企業の知財・技術を掘り起こし、海外事業展開に必要な知財に関する情報を海外知財プロデューサー等と連携して提供する。

### 外国出願補助金の拡充(2012年度～)

実施地域(支援企業)の拡大を図るとともに、東日本大震災被災地に対する重点的な支援を実施。